

岡部造史著『フランス第三共和政期の子どもと社会
—統治権力としての児童保護』
(昭和堂、2017年)

安達 未菜*

近代国民国家としてのフランスは、1789年に始まる大革命の後、ナポレオン1世による第一帝政やナポレオン3世による第二帝政期を経て、1870年からの第三共和政時代に自己確立し発展したものであると言われている。近代的な国家体制のみならず、経済的にも資本主義体制が高度に発展し、植民地拡大も相まって、フランスは先進列強の主軸のひとつを形成することとなる。それに応じて、この第三共和政期は、フランス社会自体にも大きな変化が見られた時期であった。都市や農村のあり方、企業や家族の姿、さまざまな人間関係などが、それまでとは大きく違ったものへと変わっていったのである。岡部造史氏の『フランス第三共和政期の子どもと社会—統治権力としての児童保護』(以下「本書」と略記)は、そうした激変するフランス近代社会における、とりわけ家族や子どものありかた、そしてそれらと国家や社会全体との関わり方の推移や特徴に焦点を当てた著作である。

この時代は、歴史家アリエスの有名な『アンシャン・レジーム期の子どもと家族生活』(邦訳では『〈子ども〉の誕生』)が明らかにした「子ども期の発見」によって、「子ども」に対する社会的関心が高まった時期でもあった。その関心は、ひいては近代家族の形成や学校における規律化をもたらしたが、それに加えて岡部氏は、そのような流れのなかにおいて、「児童保護」という形をとった「統治権力」が私的領域に介入し管理を行い、場合によってはそれを再編・規格化し、第三共和政期の社会のありかたに影響を与えたものとして、この「統治権力」介入の実態を検証する。このように「児童保護」における「統治権力」という側面

* 東海大学大学院文学研究科文明研究専攻博士課程後期

を考察することは、日本の西洋近現代史研究における政治的諸制度や権力・統治の問題、現代社会の特徴である国家の私的領域への介入の発端・促進、さらに「児童保護」が福祉政策の契機となる制度であったこと、さらに、現代日本における児童保護のありかたについての考察と展望にとって重要な示唆を与えてくれるものであるとしている。以下、本書の内容を詳しくたどってゆくこととしたい。

第1部（第1～2章）では、為政者の議論を素材として児童保護の形成過程とその論理について論じられ、最後に19世紀における捨て子の受け入れ方法をめぐって児童保護における私的領域への政治権力介入の論理のありかたが検討されている。

まず第1章では、19世紀以降の捨て子や孤児の児童保護について検討される。フランス革命以降初めて全国的に制定された児童保護制度は、その後1811年の公的救済義務の制度化や1841年の児童労働法による8歳未満の児童労働禁止、さらに第三共和政期におけるこの領域での政策の本格化によって、児童虐待についての対策がとられ、子どもだけではなくその母親も保護対象となり、のちの母子保護や家族政策の基幹部分を形成してゆくことが考察されている。それに加えて、19世紀末以降の児童保護をめぐる研究史についても検討される。そこでは、統治権力と家族の関係性において、統治権力が児童保護施策という「子どもの権利の体系化」というものを通じて民衆層の家族のあり方を規制し、「社会の統合・規格化」が行われたとする「道具主義的」な見方から、その後の実証研究の展開によって、施策には妥協や再検討が伴う「複雑な社会プロセス」として捉える見方への移行が進んできたという。岡部氏は、為政者だけでなく地方自治体や民間団体などを含めた現場活動の研究により、統治権力が何らかの限界や「あいまいさ」、さらには複雑かつ不確実性をも含有するものであることが指摘され、そうしたことを前提とした統治権力の具体的なありかたを社会との関係も含めて考察する必要があると論じている。次に、捨て子の受け入れ方法をめぐる統治権力の論理の性格についても考察されている。1811年から開始された「回転箱」による捨て子の匿名・無制限の受け入れは、1830年には廃止され、受け入れに対する規制が行われるが、現場レベルでは「解放受け入れ制」が実施され、これは20世紀初頭に制度化された。この「解放受け入れ制」では、それまでの課題であった捨て子保護の財政的なコスト削減と母親についての秘密の保証という問題を解決

し、さらに一時的な在宅援助の選択の機会が与えられた。岡部氏は、捨て子の行為に社会経済的要因が加味されていないことから、児童保護の論理に妥協や矛盾が内包するものであったことを指摘し、さらにこの妥協こそが、結果的に柔軟な私生活介入をもたらし、効率的な統治の論理を成立させたと見ることができると論じ、統治権力の論理に共和主義の時代に即した性格が刻印されていると述べている。

第2章では、第三共和政期の児童保護政策の形成をめぐる論理について、複数性・多様性という観点から検討が行われている。1880年代以降、青少年犯罪の防止という治安維持の必要性から、捨て子や親から放置された子ども、虐待を受けた子どもを対象に含める「不幸な子ども（当時の総称）」の保護が取り組まれた。「不幸な子ども」に対する保護と教育は、共和政そして進展する産業社会に適合する「道徳的な人間」の形成をも目的とするものであった。このとき、親権剥奪規定や、公権力（裁判所・公的扶助機関）と慈善事業間の相互連携・協力および政策への積極的参加を意図する「慈善事業の組織化」など、新たな児童保護システムの構築が目指された。とりわけ慈善事業の組織化の可否は、為政者内部の論理の対立を引き起こした。為政者である共和派は、王統派・カトリックとの対立から、カトリックの影響の強い児童保護団体（修道会系施設）に対して不信感を抱いており、慈善事業の役割は政策の実施機関という範囲にとどまった。最終的に児童保護の拡大や効率化は、既存の公的扶助システムの改革や国家機関の創設によって担われることとなる。さらに岡部氏は、児童保護をめぐる統治構想の具体的な内容における複数の議論は、共和派の私生活介入のやり方が効率性の限界を孕んでいた点で、その後の私生活介入という領域にひとつの特徴を刻印するものであったことを指摘している。

本書第2部（第3～5章）では、フランス北部ノール県を事例にした政策の具体的な展開過程について考察されている。19世紀後半における社会問題・貧困問題の激化が当時の子供たちを取り巻く環境（乳児死亡率、児童労働の職場環境）に与えた影響を、工業化の進展により社会問題が最も深刻化した地域のひとつであったノール県を取り上げることによって考察される。

第3章（第1～3節）では、乳幼児保護政策（1874年）の成立時の論理、乳幼児の養育状況、政策の展開過程を地域レベルで検討し、19～20世紀転換期にお

ける私生活介入のありかたの変化、すなわち当時の乳幼児保護が示す統治権力の具体的様相が考察される。この政策は、1860年代に高揚した乳幼児死亡をめぐって物質的・道徳的措置として、すなわち、民衆家族の道徳化という「道徳的修復」によって人口減少問題に対処することを目的に制定された。乳幼児保護政策成立当初は、主に地方委員会が家庭外で養育される子ども（里子）を対象に、親や乳母・子守女の行動を監視・規制するという間接的な国家介入の方式がとられたが、職務の管轄が県視察官へと移りさらに効率性が重視された。しかし、後に医療技術の進展や民衆層の諸事情、県視察官の職務の多忙などから、視察医師による科学的な衛生規範の教育へと様相が変化する。そして新たに普及した乳幼児健診は、乳母や母親などが集団的に「相互教育」を行い、自発的に育児法や衛生の規範を学び取るという新たな乳幼児保護のありかたをもたらしたのであった。乳幼児保護政策の私生活への介入は、普仏戦争敗北後の国際的威信回復とパリ・コミュン後の国内秩序回復のための対応策としての政治・道徳的なものから、今度は医療・衛生的な構想へ、すなわち監視・規制から自発的な規範の内面化のシステムへとという質的な転換を経るに至ったのである。

第4章では、ノール県の児童扶助行政の性格および展開について、統治権力の私生活への介入という観点から考察される。ノール県では、当初捨て子と貧しい孤児を対象に、民衆家族の道徳化に重点を置いた児童保護がなされたが、捨て子の問題が世紀末大不況により深刻化した都市民衆層の貧困問題を背景としたものであったため、充分に問題に対処することができなかった。しかし児童扶助の関心は、家族秩序の確保と維持を主眼とした政治的なものから、被扶助児童の生存や健康といった医療や道徳性の領域へと移行し、それに伴って児童扶助行政の私生活介入の性格が、より日常的なレベルへと変化する事となる。このような潮流のなかで、養育費の引き上げや一時的援助の最低基準額の設定および支給対象の拡大が行われるようになり、児童扶助は、捨て子防止策にとどまらない多子家族援助としての性格を持つことになる。すなわち児童扶助行政は、県当局のイニシアティブによる実践を中心とするプロセスの中で展開し、地方自治体の多様な実践を法律面や財政面で補完・統一するものであった。この行政の制度的統一は、既存の扶助業務を前提とした間接的な措置であり、最終的な決定権は県議会にゆだねられたものであった。この点で、岡部氏は共和政による国民統合が地域

的多様性を排除するのではなく、それらを前提として統一化が進められたことを示唆するのである。

第5章(第1-3節)では、引き続いてノール県の事例(1874~1914年)をもとにしながら、国家の私的領域への介入としての1874年児童労働法の論理および児童労働の状況と実施内容、その後の展開についてなどの問題に考察が加えられている。児童労働への対策は、工業化による過酷な労働条件と劣悪な生活環境という「大衆的貧困」を背景として講じられてゆく。その規制の成立は、当時の自由主義秩序の2つの根本原則(企業の自由と家長の権威)に抵触しながらも、その規制をめぐる国民的合意の成立は、その後の家族政策や労働政策を先導するものであった。フランス初の児童労働法(1841年)は、普仏戦争で敗北したフランスの「再生」を担うものとして、民衆層の子どもの身体や精神面の保護を目的に制定された。しかし、児童労働のありかたを変えることにおいては、やはり経済的な影響力が重要な意味を持っており、法の適用範囲も工場の設備や人員数などにおいて限定的なものであった。児童労働規制(1874年)では、すべての工業労働児童が対象となるが、児童労働の必要性が否定されるわけではなく、子どもの身体や精神を損なうような労働のみを規制する限定的・妥協的な性格を持つものであった。実施内容は、特に子どもの雇用規制としての労働許可年齢の引き上げと最高労働時間の設置、次に労働環境整備としての作業場の清潔、子どもの安全と衛生条件の規制などである。岡部氏は、統治権力の私的領域への介入は、基本的には職場を対象とするものであったが、この雇用規制の内容には、家庭における親子関係への間接的な介入を見ることができると論じている。また、その介入方式は、国家官僚である管区視察官による法的規制だけではなく、地方有力者(地方委員会など)による非公式な監視・監督の影響力も引き続き維持されたのであった。

しかし、実際にはノール県で当初の児童労働法が守られることはほとんどなかった。1874年において大規模工業が発展するノール県の児童労働の職場は、主に中心部の繊維工業地帯と家内工業であり、「家内作業場」は産業家がいまだ利用しているものも少なくなかった。すなわち、家庭内外の労働は明確に区別することはできず、児童労働は緊密な家族関係のもとに行われていた。さらに、現場レベルで全国的に、初等教育未修了の児童の労働時間短縮に関する雇用規制の緩和

といった「寛容」な措置が行われていたが、そうした過度の緩和は、経済的理由だけでなく子どもの道徳性や教育の観点からも問題を引き起こすと主張されることもあった。1880年代後半以降になると、規制の展開が児童労働の「濫用」の取り締まりから労働環境整備へと移行する。さらに、90年代には児童保護の延長で女性労働や成人男性労働者を含めた労働者全般に対する安全・衛生・労災に関する一連の労働政策が成立する。さらに、国家による社会政策・労働政策が本格的に取り組まれるようになり、対象施設の拡大、労働時間や年齢の制限のほか、子どもの身体的適正能力検査や「家内作業場」の安全・衛生に対する措置が行われる。19世紀には、「家内作業場」の拡大に伴い、地域社会の状況に応じて、視察官による積極的な監視が行われた。このように、国家的介入は職場空間から家庭空間へと移行し、その担い手は国家官僚と地方有力者の併存から、前者によるものへと一本化されることとなる。岡部氏は、児童労働規制の展開は、国家と私的領域（職場・家庭）との関係のひとつの転換を示すものであり、労働政策の進展に影響を及ぼしていた点で、歴史的意義が認められるものであると述べている。

第3部では、統治権力としての児童保護の担い手である国家や地方自治体、民間事業などの間の関係、すなわち「福祉の複合体」史についての検討が進められる。まず第6章では、公権力と民間団体による「慈善児童保護事業」との関係性についてである。児童保護施設は、その大半が19世紀に、公的扶助への不備に対する人道的反発、コレラの流行や戦争、そして都市化の影響などを受けて設立された。さらに19世紀後半になると、「子ども期の発見」の浸透や都市の「社会問題」に対する人々の関心が高まり、民間団体全般が増加し、それに伴い公権力による視察も増加した。19世紀フランスでは、国家政策として児童保護システムが制度化される一方で、児童保護施設が都市部を中心に数多く設立されていたのである。児童保護施設は、世俗施設と修道会系施設とに分けられるが、子どもの受け入れに関しては、世俗施設では捨て子を、修道会系はカトリックの嫡出子を重点的に受け入れるというものであった。公的扶助はあくまでも捨てを引き受けるという役割分担によって、公的扶助と慈善事業は、相互補完的關係にあった。さらに、子どもの養育方式に関しては、公的扶助では子どもは養育院に収容された後、里親のもとに預けられたのに対し、児童保護施設では施設内で共同生活をさせる方式を採用していた。特に、初等教育後に行われていた集団労働に

対しては、職業訓練としての意味合いを持ちながら、他方で施設の運営を補うためにも行われていたために、無償労働であるとして批判の対象となっていた。さらに、出所後の子どもに対する支援活動は、公的扶助においても同様に不十分なものであり、子どもの社会への定着という点において課題が残っていた。慈善施設は、その大半が無許可の施設であり、行政当局は施設・団体に対して「強力な補助者」であることを背景に黙認していたが、児童保護政策の拡大により、その関係性は変化することとなる。為政者は被虐待の児童に対する受け入れを強化すべく、国家の法的措置による保護に乗り出す。特に法的措置としては、養育期間が終わらないうちに親が引き取ることで子どもに悪影響を及ぼすと非難されていた「早期の引き取り」に対する保護として、親権の剥奪を宣告できるよう規定された。この親権の失権は、公的扶助機関が子どもの後見監督権を得た場合、子どもを「他の施設」に委託することを可能にし、これによって児童保護施設は政策の実施機関として法的承認を得ることとなった。岡部氏は、この規定について、慈善事業が国家の児童保護政策のうちに明確に位置付けられ、双方の補完関係の法的承認を示すものであるとする。しかし、その補完関係は慈善事業の自律的・自発的なものから、公権力の管理下のもとでの位置付けへと移行したことを意味するとして、19世紀の児童保護の歴史を公的扶助と慈善事業との関係の変化として捉えることができると指摘している。

第7章では、19世紀末から20世紀前半における民間児童保護事業のありかたについて、やはりノール県の児童保護団体の活動を事例に検討されている。1880年代以降、子どもに対する関心は、生命・健康だけでなく教育・道徳性のありかたへと広がり、被虐待児童や犯罪児童の要因が不適切な家庭環境にあるという認識の浸透によって保護の対象とされるようになる。戦間期には、職業や生活に関して何らかの問題を抱えるすべての18歳未満の子どもが保護対象となり、政策が拡大する。慈善団体は、依然として児童保護機関の役割を期待されており、その潮流のなかで新たな民間事業として「支援（パトロナージュ）協会」が各地で展開する。ノール県では、被虐待および犯罪児童の保護のほか、「協会の援助を求める大人の出所者を支援する」ことを目的として1895年にノール県児童支援協会が設立される。大人への支援としては、貧民の地元への送還や、受刑者の名誉回復および仮釈放などが行なわれている。さらに協会は、子どもを孤児院などの

施設や里親のもとに預ける「託置」支援のほか、児童保護政策の枠外に当たる犯罪児童の弁護や養育困難な家庭への援助など、当時の地域社会のニーズに対応した自律的な支援活動がなされていた。この性格は、公的扶助との関係においても、教育の世俗性という共和政の方針に対して一定の距離を取る態度にも表れている。協会の活動は、第1次世界大戦で被害を受けるが、その後に活動が再開し、組織の本格的な整備がなされ、支援協会としてフランス最大の規模を誇るようになる。しかし、活動内容においては、「出所者」への支援はほとんど行われなくなり、児童保護政策が引き受けた子どものみを対象に「託置」支援を行うという限定的な方式がとられるようになる。協会の構成員においては、会員は地域の上流ないし中流層の人々であり、理事会メンバーの職業別推移においては、設立に従事した裁判官や法律家から工業地帯であるリール県において社会の利害を代表する実業家へと移行している。このことから戦間期において、協会は児童保護政策の下請け的な側面が強くなる一方で、人的構成員からはこの時期に地域的な性格を増していったといえる。岡部氏は、名簿が年次報告のかなりの頁を占めることから、地域の富裕層が寄付者（会員）として民間事業に参加することが、社交的な意味を有していたことを示すものであり、職業別推移の移行から、地域社会の影響力が協会の中心にまで達していたことを示すものであると指摘している。さらに、岡部氏は、民間事業が児童保護政策の下請け機関となったことについて、民間事業とそれを支える地域社会が、財政的理由ではなく地域社会のニーズに対応して自発的・積極的な役割を果たしたものであったと述べている。

第8章および第9章では、統治権力としての児童保護が20世紀の家族政策や母子保護制度へと移行してゆくプロセスと、そこでの地方自治体や民間事業の活動の位置付けについて検討されている。第8章では、特定の職業や個別の企業に限定されない普遍的な家族扶助を初めて実現し「最初の家族法」として評価され「多子家族扶助法」（1913年）について着目する。19世紀フランスにおいて多子家族扶助は、貧窮家族の子供に対する在宅援助として地方自治体や民間団体、そして同世紀末には県議会によって実施されていた。最も大規模な形で在宅児童援助を展開したのは、家庭内で養育される子どもへの援助を実施していた各地の県議会である。在宅援助は、もともとは捨て子防止対策を目的とする「一時的援助」の枠内で実施されていたが、次第に「現在の世論の動向」を反映し、貧窮家族と

りわけ多子家族の児童扶助を目的とするものへと変化する。しかし貧困家族児童扶助の実態は、各県議会などにおいて個別に行われていたために援助内容が地域ごとに大きく異なり、その実践は不十分かつ不平等なものとなっていた。国家政策においては、地方レベルでの実践を受けて、1900年代初めに多子家族を含めた貧窮家族児童扶助が構想されるようになる。この貧窮家族児童扶助の必要性は、フランスが直面していた人口問題と道徳面から生じたものであり、県議会などにおける援助の不十分さや地域ごとの不平等への対応策として、全国レベルでの統一的な法律が提案されることとなったのである。すなわち、多子家族扶助法の成立は、こうした地方レベルの児童保護実践の事態を前提として制度化され、それらの補完および是正・統一化を図る狙いをもつものであった。そこでの提案は、養育義務の達成が困難もしくは不可能な貧窮家族が対象とされ、多子家族だけにとどまらず援助を必要とする家庭内で養育される子どもの包括的な保護が目指された。岡部氏は、「家族」の存在を前提とするこの構想が、家族政策へと前進したものであるとする。この構想は、財政負担の大きさや当時の為政者間における幅広い救済の実現に対する積極的な理由づけの欠如などの要因によって十分な成果をあげることはなかったが、多子家族扶助を初めて国政レベルの議論の遡上にのせたものであった。1900年代末以降の多子家族扶助法案は、その構想を引き継ぎつつ、新たな世論の高まりのなかで展開する。国際的緊張が高まるなか、人口問題とりわけ出生数の低下が深刻な問題として受け止められ、さらに家族への関心が高まるなかで多子家族扶助こそが出生率改善や乳幼児死亡率削減に対する最良の手段としてその存在や役割が重視されることとなる。さらに、多子家族への扶助は、救済ではなく社会的義務であるという新たな考え方も打ち出される。すなわち、多子家族に対する人々の態度は、彼らが社会に多くの人員を提供し、社会活動に多くの力とエネルギーを供給しているため、社会全体が多子家族を援助することで「社会的負債を弁済」しなければならないという新たな認識の広がりによって、変化していくのである。こうした新たな社会状況のなかで、地方レベルの児童保護実践の中でも多子家族の児童扶助に限定して議論が展開されることによって、多子家族扶助法（1913年）が成立する。岡部氏は、政策レベルにおける対象の限定こそが地方レベルの児童保護実践を家族政策として制度化させるために必要不可欠であったと論じたうえで、児童保護と家族政策と

の関係をこの複雑なプロセスのなかで捉えなければならないと述べている。

最後に第9章では、ノール県の繊維工業都市トゥルコワンを事例に、児童保護が母子保護制度に移行するプロセスと、そこにおける民間事業と国家政策の関係について検討される。母子保護の起源は乳幼児保護法（1874年）にまで遡ることができる。この法律は、乳幼児の保護対象が限定的であり、さらに保護対象に該当する場合でも届出が未提出であるために保護を受けていないなど、実際には乳幼児の死亡防止という点で効果があまり発揮されていなかった。しかし、この乳幼児保護政策における児童医療視察では、乳幼児だけでなく乳母や子守女、そして母親の健康状態、一般の家庭の育児に対する関心をも引き起こすこととなる。医師たちによって広範な乳幼児保護実践が求められるようになり、乳幼児保護政策は20世紀半ばには母親の産児休暇や産前検診などの措置を含む包括的な母子保護制度へと発展していった。また、女性労働者の働き方に対する実践的な改革は、出産間近まで働き出産後すぐに仕事に復帰するという労働方式が、子どもの早産・死産や子どもの生まれつきの虚弱体質といった問題を引き起こすという問題関心のもとで、行われることとなる。もともと母子保護事業は、人口問題やフェミニズム運動の高揚などの歴史的状況のなかで、慈善団体や都市自治体の事業によって行われていたが、活動は不十分なものであった。トゥルコワンでは、医師であり市長のギュスターヴ・ドロンのによって、1904年に貧窮状態で出産した女性に対する援助を目的とする「乳幼児保護事業団（以下、SDNと略記）」が設立される。のちにこの団体は、出生率の上昇と乳児死亡に対する対処へとその目的を拡大させ、民間事業による運営、公的扶助機関による活動手段の提供、市議会による財源の準備という密接な協力体制のもとで、持続的総合的な母子保護事業を形成する。SDNは、乳児死亡率減少に寄与し、全国的な政策の先駆けとして都市レベルでの母子保護事業として確立する。これを指導したドロンは、議員として生涯国政に携わったが、女性の産児休暇と、乳幼児検診の普及に対して積極的な活動を行なっている。国政においては、1880年代後半以降に女性労働者の妊娠・出産時の休暇をめぐる議論がなされ、1913年に産児休暇法が制定される。ここにおいて、出産前後の休暇および手当金を受け取る権利が認められるようになる。この法案は、商工業で働く「資力を欠く」女性のみ限定されていたが、のちの家族手当制度を先導する内容を含むものであった。また、乳幼児健診をめぐ

る議論では、第1次大戦直後の人口回復という観点から急務となり、1935年に乳幼児保護法が改正される。これは、乳幼児検診を法的に認証することで、これを各地で実施することを奨励するものであり、地方の民間事業を基盤とした全国レベルでの乳幼児検診の普及・拡大が目指されたが、実際には法制化されることはなく、1930年代後半の国内環境および国際情勢の変化によって新たな展開をみせることとなる。ドロンは、検診の普及のために積極的な活動を行っているが、母親の地位や権利に関わる産児休暇などの施策においては全国一律の実施を重視したのに対し、乳幼児検診のような具体的な事業の発展に関しては民間事業の有する自発性に依拠して進める方針を打ち立てている。すなわち、国家政策においてもSDN同様に民間事業との併存・協力体制を志向しており、母子保護事業の普及は民間事業の自発的な拡大を意味するものであった。岡部氏は、この時期におけるフランスのいわば代表的な民間母子保護事業のひとつを組織した人物が、国家の母子保護政策について消極的であったことは、フランス母子保護制度の形成を考える際にひとつの示唆を与えるものであると指摘している。

中世ヨーロッパにおいて「子ども」の概念がなかった時代から、産業社会に突入するなかで「子ども」と家庭に対する関心が高まり、民衆の生活のあり方が問われるようになった。そして、現場に身を置く民衆からの意向と知識人における意識の変化、特に母子や女性、そして生活や労働方式に対するあり方の変化、さらに社会や国際情勢、国家が抱える問題解決の急務による国家の私的領域への介入といったさまざまな対策がとられていった。女性の権利という点については、母親の親権や男女平等による普通選挙が法律化されるのは1900年代前半においてであり、この時期に保護対象の拡大がみられる。現代においても、そうした制度が実践されていないケースもあるが、歴史的事情や伝統的文化などを十分に考慮し、マイノリティの権利がマイノリティとされない自発的な取り組みがなされることが重要であり、「教育」に関しては、個別に対応できる柔軟性と教育内容やあり方に客観性のある方式がとられることが重要であると考えられる。

本書は、19世紀すなわち第三共和政期のフランスにおいて展開された、子どもや家族をめぐる諸施策を詳細に追った内容となっている。その諸施策の歩みは、単なる社会福祉政策の進展というだけでは済ますことができないさまざまな側面を合わせ持つ歴史として展開したものであった。よく知られるようにミシェル・

フーコーは 18 世紀から 19 世紀にかけて、監獄制度から応用されて現れた規律・訓練のシステムが、学校や病院、工場、企業など、社会の諸組織に広く浸透していったさまを分析した。それは国民国家が高揚し、産業化が急速に進展したこの時代に、国家がこの時代独特の「権力一知」を用いて推し進めた近代の統治システムの具体的実践であった。同時に 19 世紀は「公衆衛生の誕生と発展」の時代でもあった。公衆衛生自体は人間の生活環境を整備し、不衛生を駆逐し、さらには医療保険制度を整えることで、国民の健康と幸福を増進させるための有意義な概念であるが、その一方で、健康でよく働き、簡単には壊れず、いざ戦争となった際にはよく戦う兵士を大量に育て上げる、これもまた合理的な近代的システムでもあったと言える。そうしたシステムは、当然のことながら、家庭や子どもをもターゲットにしていた。いやむしろ、最も重要なターゲットであったと言っても過言ではないであろう。あらゆるものに権力の陰を見ることは、何もかもが権力の陰謀であると単純に決めつけることになりかねないが、しかしながら国家によるあらゆる施策がすべて有意義で正しいものであるとする、これもまた単純な国家の性善説に立つことも、われわれにはもはやできない。子どもや女性、家庭を保護しようとする事業や政策についても、そこには単に福祉政策の推進と言うだけでは十分ではない国家によるさまざまな事情や思惑、狙いや政治的効果などを読み取ることが可能なのであるということ。そしてそこには「統治権力」の決して侮ることのできない用意周到な力と戦略を見て取ることができるということ。こうしたことを本書はあらためて私たちに教えてくれるのである。